

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



従業員の健康管理と、経営者の義務

～ストレスチェックを実施していますか？～

町田市経営診断協会 猿山 康継 (中小企業診断士)

らないものに、前項の健康診断の結果報告書があります。50人以上の事業所は、お忘れなないように。

また、監督署の巡回調査などでよく勧告の材料になるのが「36協定の届」です。時間外労働をさせる範囲や時間の限度などを社員代表と決めて届けるものですが、意外に「毎年出す」(更新する)ものであることを忘れるケースが多いものです。協定の有効期限が通常1年です。したがって、毎年更新して提出が必要です。

③ ストレスチェック
ストレスチェックを実施していますか？

50人以上の事業所が義務化されていますが、平成27年12月に改正実施されましたので、まだ対応していない会社が多いようです。

経験された会社さんは、その大変なことをよくご存じと思いますが、従業員に「うつ病」の方が出ると対応がとんでも大変です。職場も勿論ですが、ご家族もとても苦労します。仕事が過重労働となり、ストレスが高じて「うつ病」になるケースが多くなっています。管理する立場からみて困るのは、「過重労働」については、人により心理影響が異なること。残業ばかりではなく、責任の重さをどう感じるか、納期などの切迫感をどう感じるか、人との(特に上司との)会話や接触をどの程度神経質に感じるか、など、若くても年をとっていても、ストレスに負け

てしまうことはあるものです。本人も気が付かないケースが多いのが、さらに困りものです。早期発見・対応がだいじです。

④ ストレスチェックとは
会社で「衛生委員会」を開催して実施方法などを決めます。社内に周知が必要で、

年1回「ストレスチェック票」で各人にチェックをしてもらいます。内容は個人情報として扱います。本人は、結果により、医師の面接指導を受けます。産業医と契約をしておきます。

50人以上の事業所は、実施結果報告書を監督署に出します。
留意の必要な従業員については、医師からの意見によって、仕事のやりかた、職場配置の変更などを行います。

産業医と契約をしていますか？
「小規模事業場産業医活動費用」の助成金があります。
産業医では対応できない場合は、ストレスチェックの専門機関にお願いする方法もあります。

各人へのアンケートは、「職業性ストレス簡易調査票」などにて行います。基本は、本人が良くないことに気づき、専門家に相談をしてみよう、となるようにすることです。

調査票は、厚生労働省が「5分で行える職場のストレスチェック」というインターネット経由で画面の質問に答える形でできる仕組みを作っています。

す。レーダーチャートにして状態を分析してくれます。紙ベースでは、「職業性ストレス簡易調査票」と検索すれば、アンケートのようなチェック表が入手できます。

⑤ 職業性ストレス簡易調査

57項目の質問でできています。質問に対して 1 そうだ、2 まあそうだ、3 ややちがう、4 ちがう、など4段階で答えます。たとえば、

A あなたの仕事についていかがですか。最もあてはまるものに○をつけてください。

1. 非常にたくさんのお仕事をしなければならぬ。
2. 時間内に仕事処理しきれない。
3. 一生懸命働かなければならない。
4. かなり注意を集中する必要がある。

B 最近1カ月間のあなたの状態についていかがですか。最もあてはまるものに○をつけてください。

1. 活気がわいてくる。
2. 元気いっぱいだ。
3. 生き生きする。

4. 怒りを感じる。
C あなたの周りの方々についていかがですか。(一部省略)

1. 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
① 上司 ② 職場の同僚 ③ 配偶者、家族、友人等 (以下省略)

① 健康診断

従業員の健康管理については、日頃から留意しておられること存じますが、念のため、実施がされていない可能性の高い「ストレスチェック」について、触れてみます。

時間外が多いことによる、健康への問題が最近、特にクローズアップされています。

健康診断は、少なくとも年に1回は従業員の皆さんが受診していますか？
町田商工会議所では、年に2回の集団検診の便宜を図っています。比較的に安く、特に会社として準備も必要とせずに参加できますので、便利です。

② 36協定 (時間外の協定)

36協定は、毎年出していますか？
労働基準監督署に毎年ださなくてはな